

常滑市とことこ子育てガイド
協働発行事業者公募型プロポーザル
実施要領

令和7年6月

常滑市とことこ子育てガイド協働発行事業者
公募型プロポーザル審査委員会

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

常滑市（以下「市」という。）では、こどもとともに安心して妊娠期から子育て期を過ごすことができるよう、各種手続き案内等の行政情報のほか、子育てに関連する情報等を加えた常滑市とことこ子育てガイド（以下「ガイドブック」という。）を発行するにあたり、市と協働で発行する民間事業者（以下「協働発行事業者」という。）を選定するためのプロポーザルを行う。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務について、子育て世帯にとって見やすくわかりやすいガイドブックとするため、企画内容、業務実施の適格性、過去の実績等を総合的に比較検討して最適な事業者を選定する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

常滑市とことこ子育てガイド協働発行事業

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 発行時期

令和 8 年度版：令和 8 年 3 月中

令和 9 年度版：令和 9 年 3 月中

令和 10 年度版：令和 10 年 3 月中

(4) 協定期間

協定締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 費用負担

制作から納品まで発行に要する一切の費用は、協働発行事業者が負担するものとする

3 提案資格要件

本プロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書提出期限の日から受託候補者特定の日までの期間において、

常滑市指名停止取扱要綱（平成 20 年要綱第 4 号）による指名停止の措置を受けていない者であること。

④ 次の申立てがされていないこと。

ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て

イ 会社更生法第 17 条に基づく更正手続き開始の申立て

ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て

⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑥ 令和 4 年度以降に同様の事業についての実績を有していること。

4 受託候補者決定までのスケジュール

項 目	日 程
実施要領のホームページ掲載	令和 7 年 6 月 27 日(金)
質問の受付期限	令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 4 時
質問に対する回答	令和 7 年 7 月 9 日(水)
参加表明書提出期限	令和 7 年 7 月 16 日(水) 午後 4 時
提案資格の確認通知及び提案書の提出要請	令和 7 年 7 月 18 日(金)
提案書提出期限	令和 7 年 7 月 31 日(木) 午後 4 時
プレゼンテーションによる審査	令和 7 年 8 月 6 日(水)予定
審査結果通知、公表	令和 7 年 8 月 7 日(木)予定
協定書の締結	令和 7 年 8 月下旬予定

5 質問の提出及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式 5）に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信すること。

件名：常滑市とことこ子育てガイド協働発行事業者公募型プロポーザル
（質問）

法人名〇〇

メールアドレス：koshien@city.tokoname.lg.jp

※市は、質問書を受付後、確認の電子メールを送付する。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 4 時

(3) 質問書に対する回答

質問者全員に全質問事項とその回答を電子メールで送信します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理の上回答します。

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 法人概要書（様式 4）
- ③ 法人概要（会社案内やパンフレット等）

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出場所及び提出方法

持参、郵送又は電子メールで、常滑市こども健康部子育て支援課に 1 部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「13 担当部課及び連絡先」を参照すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 4 時

7 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書（様式 2）及び提案書提出要請書（様式 3）の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 法人概要書（様式 4）
- ② 提案書（様式 6）
- ③ 企画提案書（任意様式）

「常滑市とことこ子育てガイド協働発行事業仕様書」（別紙 1）に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。

形式は原則 A 4 判（図表は A 3 判を A 4 判に折り込むことも可）、文字サイズ 12 ポイント以上で 15 ページ以内の印刷物とする。

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

<企画提案書に記載すべき事項>

- ア 協働発行事業についての考え方・方針
- イ 冊子構成案
- ウ ガイドブックの仕様

- a 総ページ数（行政情報ページ数及び広告スペースの割合）
- b 刷り色
- c 製本
- d 紙質
- エ 誌面デザイン
 - ※他自治体と協働事業で作成した同種冊子のデザインサンプルでも可
 - a 表紙
 - b 子育てに関する情報部分（独自企画など）
 - c 行政情報部分
- オ 事業スケジュール（納品完了までのスケジュール）
- カ 業務実施体制
- キ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）
- ク その他 PR 資料

（２）提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市こども健康部子育て支援課に前項（１）の①～③を１部として、６部を提出すること。

うち１部を正本とするため、②提案書は押印した原本を提出すること。

残り５部の提案書はそのコピーで構わない。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「13 担当部課及び連絡先」を参照すること。

（３）提出期限

令和７年７月３１日（木）午後４時

（４）提案書の取り扱い

- ① 提案書提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

８ 審査方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申し立ては一切受けないものとする。

プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とし、会場及び開始時

間等の詳細については別途通知する。

(1) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和7年8月6日（水）予定
- ② 出席者：提案事業に関わる職員等3人以内
(必ず受託後に担当者となる者が出席すること)
- ③ 説明時間：40分以内（説明20分、質疑20分）
- ④ その他：プレゼンテーションは提出した提案書のみで行うこととし追加資料等の配布は認めない。提出された提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意する。

9 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により（2）の評価基準を元に審査し、合計点数が最も高い事業者を受託候補者として特定する。提案者が最低限満たすべき点数の基準は6割以上（合計点）とし、この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行う。

合計点数が最も高い事業者が2者以上ある場合は、①～④の評価項目の点数の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、審査委員会の合議によるものとする。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
企画内容	① 創意工夫が図られ、ページ全体の構成が情報を探しやすいように企画されているか	20
	② 子育てに関する情報は、ガイドブックに付加価値を与え、子育て世帯にとって魅力あるものであるか	20
	③ 広告は目立ちすぎないように配置し、行政情報と広告が相乗効果を上げるように考えられているか	10
	④ 文字サイズやレイアウト等、読みやすさに配慮したデザインになっているか	10
業務実施の適	⑤ ガイドブックの企画、編集、印刷等の組織・体	10

格性、専門性 及び実績	制が整っているか	
	⑥ 企画編集などを確実に実施できる見通しが立っているか	10
	⑦ 広告の募集について確実に実施できる見通しが立っているか	10
	⑧ 過去の実績は豊富か	10
	合 計	100

(3) その他

受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点の事業者を受託候補者として特定する。

10 審査結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

全ての提案事業者に特定（非特定）通知書（様式7）により通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

(2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、常滑市ホームページで公表する。

11 協定書の締結

市は、受託候補者と協定書の内容を確定させた後、常滑市とことこ子育てガイド協働発行事業に係る協定を締結するものとする。協定書の内容は、仕様書及び提案書に基づき確定するものとする。

12 その他留意事項

- ① 本プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- ② 企画提案は1事業者1提案とする。
- ③ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 参加表明を取り下げる場合は、令和7年7月25日（金）午後4時まで常滑市こども健康部子育て支援課へ電子メールで連絡すること。
- ⑤ 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- ⑥ 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。

13 担当部課及び連絡先

常滑市こども健康部子育て支援課

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話 0569-47-6150（直通）

メールアドレス：koshien@city.tokoname.lg.jp